

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
藤本 芳信

契約条項の一部改正について

1 「秘密の保全に関する特約条項」を次のとおり改めました。

旧	新
<p>(送達) 第2条 [略] 2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、甲は、秘密の表示に加え、当該各号に定める表示を付すものとする。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL 又は NATO RESTRICTED の表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。 (1)～(8) [略] (9) 独国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定第1条 a に規定する秘密情報であって、ドイツ連邦共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第9号において同じ。） 独国政府 [号を加える。]</p> <p>(秘密の表示等) 第6条 [略] 2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、乙は、秘密、登録番号等の表示に加え、当該各号に定める表示を付さなければならない。ただし、既に NATO CONFIDENTIAL 又は NATO RESTRICTED の表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。 (1)～(9) [略] [号を加える。]</p>	<p>(送達) 第2条 [略] 2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、甲は、秘密の表示に加え、当該各号に定める表示を付すものとする。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL 又は NATO RESTRICTED の表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。 (1)～(8) [略] (9) 独国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定第1条 (a) に規定する秘密情報であって、ドイツ連邦共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第9号において同じ。） 独国政府 <u>(10) 瑞国秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め第1項に規定する秘密情報であって、スウェーデン王国政府から受領したものをいう。第6条第2項第10号において同じ。） 瑞国政府</u></p> <p>(秘密の表示等) 第6条 [略] 2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、乙は、秘密、登録番号等の表示に加え、当該各号に定める表示を付さなければならない。ただし、既に NATO CONFIDENTIAL 又は NATO RESTRICTED の表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。 (1)～(9) [略] <u>(10) 瑞国秘密情報 瑞国政府</u></p>

2 「特定秘密の保護に関する特約条項」を次のとおり改めました。

旧	新
<p>(交付・保有)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の交付を行う場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、特定秘密管理者は、特定秘密の表示に加え、当該各号に定める表示をするものとする。ただし、既にNATO SECRET の表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>(特定秘密の表示等)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、乙は、前2項の表示に加え、当該各号に定める表示をしなければならない。ただし、既にNATO SECRET の表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>[号を加える。]</p>	<p>(交付・保有)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の交付を行う場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、特定秘密管理者は、特定秘密の表示に加え、当該各号に定める表示をするものとする。ただし、既にNATO SECRET の表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 瑞国秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め第1項に規定する秘密情報であつて、スウェーデン王国政府から受領したものをいう。第21条第3項第10号において同じ。）瑞国政府</u></p> <p>(特定秘密の表示等)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、乙は、前2項の表示に加え、当該各号に定める表示をしなければならない。ただし、既にNATO SECRET の表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10)瑞国秘密情報 瑞国政府</u></p>